

業務隊公示第3号
令和3年11月30日

能力開発設計集合訓練、任期制士将来設計教育及びライフプラン
アドバイザー講習の契約希望者募集要項（公募）

能力開発設計集合訓練、任期制士将来設計教育及びライフプランアドバイザー講習の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊東京業務隊経理科長

金田成晃



記

1 調達品目

令和4年度における「能力開発設計集合訓練、任期制士将来設計教育及びライフプランアドバイザー講習」に係る契約

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる次の事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について

防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 応募時点において有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者であること。
- (7) 別紙第1に示す趣旨に副った訓練技術を有するとともに、別紙第2及び別紙第3に示す場所及び時期に本事業を円滑に遂行できる体制を有する者であること。
- (8) 当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前号の条件を満たす者であること。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び「資格審査結果通知書（写し）」並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、上記の資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 過去1年間の受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）
- (2) 第2項第7号に規定する体制等を証明する書類（組織図、動員計画）
- (3) 法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む。）
- (4) 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
- (5) 受講者に配布する講習資料

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

03-3268-3111（内線57843）

(2) 申込受付期間

令和3年11月30日（火）～令和4年1月21日（金）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時15分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、資格審査結果通知書（写し）、技術資料共各2部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上幕僚監部人事教育部援護業務課の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上幕僚監部人事教育部援護業務課の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のための協力依頼があった場合には、当該設備等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

審査結果は、公募実施権者から応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

- ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
- イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかつた又は妨害した者の応募は無効とする。
- ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- エ 資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
- キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- ケ 説明会は行わない。

- (2) 資料の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

- (3) 調達品目の仕様に関する問合せは、最寄りの契約担当官に行うことができる。

- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

本事業の遂行に必要な技術等

1 資格要件

契約相手方は、若年及び中高年層の能力開発及び自立設計に関する教育について、次の能力を有していること。

- (1) 学校や企業等で集団に対するキャリアデザインやライフプランに関する研修等の経験豊富な実績
- (2) 自衛隊の若年定年退職制度、退職金、若年定年退職者給付金制度、退職年金制度等の施策についての知識
- (3) 一般的な資産運用及び金融商品についての解説ができる。
- (4) ライフプランアドバイザー講習の履行に当たっては、下記の訓練趣旨に関する疑問に対し、助言ができる者を育成することができる。

2 訓練趣旨

(1) 能力開発設計集合訓練

参加者に長期（定年退職後を含む。）ライフプランの作成を通じ、キャリアデザイン等の技法を習得させるとともに、在職中の自己啓発等の重要性を認識させることで、再就職準備を支援することを目的とし、細部については以下のとおりとする。

ア ライフプランの意義と必要性

(ア) 高齢化社会における有意義なセカンドライフ

(イ) 最新の経済情勢（社会保障制度の変化を含む。）や雇用情報等

イ ライフプランの定義

キャリアデザイン、キャリアプランニング、キャリアマネジメント及び
ライフデザイン、ファイナンシャルプランとの関係等

ウ キャリアデザイン

(ア) 自己分析によるキャリアアンカーの発見

エゴグラム等のアセスメントツール、人生及び職務の棚卸し等

(イ) キャリアアンカーを踏まえたキャリアデザインの実践

a キャリアアンカーに適する適職候補の選択

b 適職候補に係る情報収集

c 適職の仮決定

d 適職に係る情報収集

e 適職の決定

f 希望する将来像と現状とのギャップを把握

g 行動計画の作成

- (a) 海上自衛隊の勤務で培う能力
- (b) 自己啓発で培う能力
- (c) 公的資格の活用(実例等により具体的かつ詳細に解説)

エ ライフプランの作成

- (ア) 年代別ライフプランのテーマ
- (イ) ライフイベント表の作成
- (ウ) 現状の把握
　　収入、支出、資産、負債及び保障の把握
- (エ) キャッシュフロー表の作成、分析と解決策の検討
- (オ) 家計の貸借対照表の作成・分析と解決策の検討
- (カ) 定年後の家庭生活や地域社会とのかかわり
- (キ) 金融商品の解説、教育・住宅資金設計

(2) 任期制士将来設計教育

参加者に短期（10年程度）ライフプランの作成を通じ、キャリアデザイン等の技法を習得させるとともに、在職中の自己啓発等の重要性を認識させることで再就職準備を支援することを目的とし、細部については以下のとおりとする。

ア 職業（労働）の意義

自分の将来は自分で決める重要性、その実現に向けての計画的な準備が必要であることを自覚させる。

イ ライフプランの定義

第2項第1号イに同じ。

ウ キャリアデザイン

第2項第1号ウに同じ。

(3) ライフプランアドバイザー講習

若年定年及び任期満了等により退職する自衛官に対するライフプラン作成の助言ができる技法を習得することを目的とし、次の事項を実施する。

ア 講習日程

- (ア) 1回目：令和4年 5月18日(水) ~ 5月20日(金)
- (イ) 2回目：令和4年10月26日(水) ~ 10月28日(金)
- (ウ) 防衛省内において、午前9時から午後4時まで実施する。

イ 講習内容

毎回最大12名程度に対し、各種事例を参考にライフプラン作成の要点や助言時に注意すべき事項を説明するとともに、グループワーク形式による実演を実施する。

別紙第2

能力開発集合訓練の実施場所・時期

実施場所及び所在地	実施時期			
海上自衛隊補給本部 東京都北区十条台 1-5-70	1回目	令和4年 6月23日	・	6月24日
防衛省海上幕僚監部 東京都新宿区市谷本村町 5-1	2回目	令和4年 6月30日	・	7月 1日
	3回目	令和4年 11月10日	・	11月11日
横須賀地方総監部 神奈川県横須賀市西逸見町 1	1回目	令和4年 6月16日	・	6月17日
	2回目	令和4年 7月 7日	・	7月 8日
	3回目	令和4年 9月 8日	・	9月 9日
	4回目	令和5年 2月 9日	・	2月10日
呉地方総監部 広島県呉市幸町 8-1	1回目	令和4年 6月15日	・	6月16日
	2回目	令和4年 9月15日	・	9月16日
	3回目	令和4年 12月14日	・	12月15日
	4回目	令和5年 2月16日	・	2月17日
佐世保地方総監部 長崎県佐世保市平瀬町 18	1回目	令和4年 6月16日	・	6月17日
	2回目	令和4年 9月15日	・	9月16日
	3回目	令和4年 12月15日	・	12月16日
	4回目	令和5年 2月 9日	・	2月10日
舞鶴地方総監部 京都府舞鶴市字余部下 1190	1回目	令和4年 6月16日	・	6月17日
	2回目	令和5年 2月21日	・	2月22日
大湊地方総監部 青森県むつ市大湊町 4-1	1回目	令和4年 6月14日	・	6月15日
	2回目	令和4年 6月16日	・	6月17日
	3回目	令和5年 2月14日	・	2月15日
函館基地隊 北海道函館市大町 10-3		令和4年 10月13日	・	10月14日
鹿屋航空基地隊 鹿児島県鹿屋市西原 3-11-2	1回目	令和4年 6月23日	・	6月24日
	2回目	令和4年 10月13日	・	10月14日
八戸航空基地隊 青森県八戸市大字河原木字高館		令和4年 10月 6日	・	10月 7日
厚木航空基地隊 神奈川県綾瀬市		令和4年 7月 7日	・	7月 8日
那覇航空基地隊 沖縄県那覇市当間 252		令和4年 6月 2日	・	6月 3日
館山航空基地隊 千葉県館山市宮城無番地		令和5年 2月21日	・	2月22日
大村航空基地隊 長崎県大村市今津町 10		令和4年 9月 7日	・	9月 8日
岩国航空基地隊 山口県岩国市三角町 2		令和4年 10月 6日	・	10月 7日
下総航空基地隊 千葉県柏市藤ヶ谷 1614-1		令和4年 12月 1日	・	12月 2日
徳島航空基地隊 徳島県松茂町住吉字住吉開拓 38		令和4年 9月28日	・	9月29日
小月航空基地隊 山口県下関市松屋本町 3-2-1		令和4年 6月16日	・	6月17日

任期制士将来設計教育の実施場所・時期

実施場所及び所在地	実施時期		
横須賀地方総監部 神奈川県横須賀市西逸見町1	1回目	令和4年	6月21日
	2回目	令和4年	7月5日
	3回目	令和4年	9月6日
	4回目	令和5年	2月7日
呉地方総監部 広島県呉市幸町8-1	1回目	令和4年	6月14日
	2回目	令和4年	9月13日
	3回目	令和4年	12月13日
佐世保地方総監部 長崎県佐世保市平瀬町18	1回目	令和4年	6月15日
	2回目	令和4年	9月14日
	3回目	令和4年	12月14日
舞鶴地方総監部 京都府舞鶴市字余部下1190	1回目	令和4年	6月15日
	2回目	令和5年	2月24日
大湊地方総監部 青森県むつ市大湊町4-1	1回目	令和4年	6月13日
	2回目	令和5年	2月13日
鹿屋航空基地隊 鹿児島県鹿屋市西原3-11-2		令和4年	6月22日
八戸航空基地隊 青森県八戸市大字河原木字高館		令和4年	10月5日
那覇航空基地隊 沖縄県那覇市当間252		令和4年	6月1日
館山航空基地隊 千葉県館山市宮城無番地		令和5年	2月20日
大村航空基地隊 長崎県大村市今津町10		令和4年	9月6日
岩国航空基地隊 山口県岩国市三角町2		令和4年	10月5日
下総航空基地隊 千葉県柏市藤ヶ谷1614-1		令和4年	11月9日
徳島航空基地隊 徳島県松茂町住吉字住吉開拓38		令和4年	9月27日
小月航空基地隊 山口県下関市松屋本町3-2-1		令和4年	6月14日

別紙様式

年　月　日

契約担当官
海上自衛隊東京業務隊経理科長 殿

所 在 地
会 社 名
代表者名

印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	調達品目
業務隊公示第3号 (令和3年11月30日)	能力開発設計集合訓練、任期制士将来設計教育 及びライフプランアドバイザー講習

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）
2 技術資料